

◆保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

平成21年6月30日
第一フロンティア生命保険株式会社

当社の保険金等お支払い件数、お支払い非該当件数および内訳は以下のとおりです。

○平成20年度下半期

	保険金					給付金						合計
	死亡 保険金	災害 保険金	高度障害 保険金	その他	合計	死亡 給付金	入院 給付金	手術 給付金	障害 給付金	その他	合計	
詐欺無効	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	0
不法取得目的無効	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	0
告知義務違反解除	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	0
重大事由解除	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	0
免責事由該当	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	3
支払事由非該当	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	0
その他	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	0
お支払い非該当件数合計	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	3
お支払い件数	-	-	-	-	-	131	-	-	-	-	131	131

◆半年毎の時系列推移表

		お支払い 件数	お支払い非該当 件数
H20年度	下半期	131 件	3 件
H21年度	上半期	件	件
	下半期	件	件
H22年度	上半期	件	件
	下半期	件	件
H23年度	上半期	件	件
	下半期	件	件

◆保険金等お支払いについてのご案内

保険金等をお支払いできない場合(お支払い非該当事由)の主な項目についてのご説明

- ・「詐欺無効」
契約のご加入に際して詐欺行為があり、ご契約が無効になったもの。
- ・「不法取得目的無効」
契約のご加入に際して保険金を不法に取得する目的があり、ご契約が無効になったもの。
- ・「重大事由解除」
「保険金などをだましとる目的で事故を起こした」などの重大事由があり、ご契約が解除になったもの。
- ・「免責事由該当」
責任開始期から3年以内の被保険者の自殺や、契約者や死亡給付金受取人の故意によって被保険者が死亡したときなどの約款に定める免責事由に該当したもの。